

北海道航空医療ネットワーク研究会  
医療優先固定翼機研究運航事業実施要綱

1 目的

この事業は、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方と都市部の医師の偏在などの医療を取り巻く環境が変化中、高度・専門医療体制の集約化や効率化を実施するためには、従来の二次医療圏、三次医療圏及び都道府県内の広域搬送に加え、さらに広域で都道府県を越える医療搬送を効果的に実現することが重要な課題となることから、医療優先固定翼機の全国的ニーズと全国運航体制の課題、その対策等を研究することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、北海道航空医療ネットワーク研究会（以下「HAMN」という。）とする。

3 事業内容等

各号に定める事業を行うこととし、詳細については「北海道航空医療ネットワーク研究会医療優先固定翼機研究運航要領」（以下「研究運航要領」という。）による。

(1) 全国研究運航事業

北海道と他都府県間の搬送であって、地域の医療機関では提供できない高度・専門医療を必要とする患者、または、高度・専門医療機関から地元（患者生活圏）の高度・専門医療機関へ継続した医学的管理が必要でかつ、代替搬送が難しい患者の計画搬送を実施し、全国運航の可能性やその効果を検証する。

（注）高度・専門医療機関とは大学病院、（高度）救命救急センター、小児医療センターとする。

ただし、北海道においては、北海道の実施する「北海道患者搬送固定翼機運航事業」（以下、「道運航事業」という。）が対象とする搬送は、この研究運航では行わないこととする。

(2) 道内運用拡大及び全国運航に向けた政策的活動

- ① 当該研究事業実績及び現在の道内事業実績を踏まえた、政策提言
- ② 全国ニーズの掘り起こし及び事業有効性を検証するためのシミュレーション及び公開研究運航
- ③ 関係学会等への研究報告及び口演発表

4 研究費用

当該研究運航事業にかかる費用は、民間企業等からの寄附金並びに研究運航にかかる運航費用の一部負担金を以て充てることとする。

5 研究事業成果の報告及び評価

当該研究運航事業にかかる事業報告及び評価は、北海道航空医療ネットワーク研究会役員会・総会に報告・評価を受けるとともに、寄附者へ報告する。

6 その他

この要綱及び運航要領に定めのない事項で本事業の実施に必要な場合は、北海道航空医療ネットワーク研究会ワーキングチーム会議にて協議するものとする。

附 則

この要綱は、2019年5月13日から施行する。

この要綱の一部改正は、2021年9月18日から施行する。

この要綱の一部改正は、2023年8月29日から施行する。